

令和8年度ものづくりをはじめとする地域産業の 魅力発信事業業務委託企画提案公募要領

1 委託業務名

令和8年度ものづくりをはじめとする地域産業の魅力発信事業業務

(1) 事業目的

本事業は、関西広域連合地域（※）を訪れる国内外の旅行客等をターゲットに、地域に根差した伝統的工芸品、伝統工芸品及び地場産業の製品展示・販売、ワークショップを組み合わせたプロモーションイベント（以下、「催事」という。）を開催し、体感・体験を通じて、関西のものづくり産業のポテンシャルを最大限に発信することで、関西が誇るプロダクトのコアユーザーの増加を図る。

また、催事を一過性のPRにとどめず、催事後も一定期間、製品購入できる仕組みを設けるとともに、出展企業等の販路開拓に繋がるよう、バイヤー等との接点の創出に向けて、催事後のフォローまでを一連の流れとし、成果の最大化を図る。

※関西広域連合地域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市、堺市、京都市、神戸市）

(2) 業務概要

令和8年度ものづくりをはじめとする地域産業の魅力発信事業業務委託仕様書（以下「仕様書」）のとおり

(3) 委託上限額

金3,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 スケジュール（予定）

令和8年 7月 31日（金）	公募開始
令和8年 8月 12日（水）	質問受付締切
令和8年 8月 31日（月）	提案書類提出締切
令和8年 9月上中旬頃	選定委員会（審査会）
令和8年 9月下旬頃	契約締結・業務開始
令和9年 2月 26日（金）	契約終了

3 公募参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解の上、支障なく本業務を遂行できること。
- (2) 次のア～シまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

- イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- カ 破産者で復権を得ない者
- キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、構成府県市から入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ケ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- コ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員又はこれらの者から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
- サ プロポーザルに参加する個人から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- シ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている企業等でないこと。
- (4) 構成府県市から入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 地方税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 共同企業体を構築して申請する場合は、共同企業体の名称は業務名と同じ名称を用いないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおり。

(1) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和 8 年 7 月 31 日（金）から同年 8 月 31 日（月）午後 5 時まで（必着）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時 30 分から午後 5 時まで）

イ 受付場所

関西広域連合広域産業振興局ものづくり支援課
（大阪府商工労働部商工労働中小企業支援室ものづくり支援課内）

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1 丁目 14 番 16 号 大阪府咲洲庁舎 2 5 階

電話番号：06-6210-9413

ウ 提出方法

持参または郵送によること。

郵送の場合は、記録の残る書留郵便とし、上記受付場所へ提出期限までに届いていること。また、

提出先に電話にて受領確認を行うこと。

エ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募書類

以下のア～ソ（正本）は各1部、エ～キ（副本）は各6部を提出すること。（サ～セは共同企業体で応募の場合のみ提出すること。また、共同企業体で応募の場合、ク～サについては全構成員分提出すること。）※副本4部については、提案者が判別できる記載部分は削除もしくは黒塗りする等すること。

ア 令和8年度ものづくりをはじめとする地域産業の魅力発信事業業務委託に係る企画提案公募関係書類の提出について【様式1】

イ 誓約書【様式2】

ウ 団体等の概要がわかる資料（会社概要、パンフレット等）

エ 令和8年度ものづくりをはじめとする地域産業の魅力発信事業業務委託 企画提案書【様式3】

オ 業務スケジュール【自由様式】

業務を実施するにあたっての具体的なスケジュールを記述すること。

カ 配置予定責任者の経歴・業務実施体制【様式4】

配置予定である責任者の所属・役職・氏名・業務経歴、業務を実施するにあたっての体制等を記述すること。

キ 見積書【自由様式】

提案内容に基づき、委託業務を受注した場合の見積額合計、内訳を記述すること。

ク 納税証明書

「3 公募参加資格」の（5）に係る各種税の未納がないことを証明するもの
（発行日から3ヶ月以内の原本）

① 構成府県市の税務所が発行する府県・市税（全税目）の納税証明書

・構成府県市内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税務所が発行するものに代えます。

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

※共同企業体の場合は、構成員全ての納税証明書が必要

ケ 定款又は寄付行為の写し（原本証明してください。）

コ ①履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

- ・法人の場合に提出してください。
- ・発行日から3ヶ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3ヶ月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明

- ・個人の場合に提出してください。

- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

- サ 共同企業体届出書【様式5】
- シ 共同企業体協定書（写し）【様式6】
- ス 委任状【様式7】
- セ 使用印鑑届【様式8】
- ソ 財務諸表の写し（最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備・不足

応募書類に不備・不足があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれA4ファイルに綴って提出すること。
併せて電子媒体（CD-R等）でも提出すること。
- ウ 正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
- エ 書類提出後の差し替えは認めない（関西広域連合が補正等を求める場合を除く）。

5 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年8月12日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：hanrokaitaku@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受付

- ・「質問票【様式9】」を添付すること。
- ・件名に「【質問票提出】ものづくりをはじめとする地域産業の魅力発信事業業務委託(企業名)」と明記すること。
- ・電子メール送信後、必ず電話で到着確認をすること（電話番号：06-6210-9413）
（土曜日、日曜日を除く。午前9時30分から午後5時まで）
- ・口頭、電話による質問は受け付けない。
- ・質問への回答は関西広域連合ホームページ

（<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/index.html>）に掲示し、個別には回答しない。

○質問および回答の公表をもって説明会に代えるものとする。

6 審査の方法

関西広域連合が設置する選定委員会において、提出された提案書及び審査会におけるプレゼンテーションを基にその内容を総合的に審査する。

(1) 選定委員会

この企画提案公募における選定委員会委員は、選定委員会開催後に公表する。

(2) 審査方法

提出された提案書類及び審査会におけるプレゼンテーションに基づき、以下の(3)に示す審査基準により各委員がその内容を採点する。プレゼンテーション審査の日時は事前に通知する。プレゼンテーション審査にプロジェクタ等の機材は使用できない。なお、プレゼンテーション審査について、Web形式で実施する可能性がある。実施方法は決まり次第、案内する。

(3) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
技術点	展示、販売、ワークショップ企画 及び実施体制 (別紙「仕様書」6(5)参照)	①展示・販売・ワークショップの企画について、伝統的工芸品等の魅力が一般消費者に伝わるような提案となっているか。 ②集客方法について、多数の参加が期待できる提案となっているか。 ③来場者が、関西のものづくりの魅力を体感できるなど、効果的な提案となっているか。	30 点
	事業目的及び事業内容の理解・計画性	① 事業目的及び内容に関する理解・知識が十分にあり、別紙「仕様書」6(1)～(8)の各業務について、事業目的を踏まえた一体的な提案となっているか。 ② 実施手順やスケジュールが妥当であるなど、実行性の高い計画となっているか。	20 点
	販路開拓につながるストーリー設計 (別紙「仕様書」2 参照)	催事のコンセプトや内容等が、別紙「仕様書」2 事業概要・目的を踏まえた提案となっているか。	20 点
	事業実施体制 (別紙「仕様書」6(8) 参照)	類似業務の実績があるスタッフを適切に配置するなど、業務を確実に遂行できる体制となっているか。	10 点

	バイヤー等との接点創出の具体性 (別紙「仕様書」6(6)参照)	出展企業等の販路開拓に繋がるよう、効果的な提案となっているか。	10 点
	価格点	価格点の算定式 満点(10点)×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格) ※小数点第1位を四捨五入する	10 点
	合計		100 点

(4)(3)により最も高い得点を獲得した者を最優秀提案事業者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

なお、審査の結果、最優秀提案事業者の評価点が60点以下の場合は採択しない。

(5)(4)により選定された者と関西広域連合は、契約締結に向けて細目について協議を行う。協議に際しては、関西広域連合は提案に対し修正を求めることができることとし、選定者はこの求めに対して協議に応じなければならない。なお、協議が不調の場合は、(4)により順位づけられた上位の者から順に、契約候補者として契約締結に向けた交渉を行う。

(6) 企画提案の採否(審査結果)は、提案者全員に文書にて通知するとともに、関西広域連合ホームページ(<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/index.html>)において公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(7) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記述をすること。

イ 提出期限内に所定の書類を提出しないこと。

ウ 「3 公募参加資格」を満たしていないこと。

エ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

オ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

カ 事業者選定終了までの間に他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続き

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と関西広域連合との間で協議を行い、契約を締結する。

(2) 採択された提案について、採択後に関西広域連合と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。ただし、契約相手方が特に希望する場合は、概算払いによる支払いについて協議に応じることができる。なお、詳細は別途協議する。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 構成府県市から入札参加停止の措置を受けている者

イ 構成府県市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(5) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去 2 年間に於いて、国又は地方公共団体等に関する業務で、本業務と同程度の契約履行実績が 3 件以上あり、かつ不履行がないとき。

(6) 契約相手方は、関西広域連合の承認を受けないで、再委託をしてはならない。ただし、関西広域連合が特段の理由があると認める場合は、この限りでない。

8 その他

応募提案にあたっては、公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。

関西広域連合は特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費含む）すべてを認めるものではなく、契約締結及び事業実施にあたっては、必ず関西広域連合と協議を行いながら進めること。